

農地法第5条第1項の規定による許可に関する事項

法第49条第1項又は第2項の 農林水産大臣の同意を得た 土地利用方針に係る復興整 備事業の名称等	事業名	地区名	事業主体
	集団移転促進事業	平磯地区	南三陸町

図面記号							
D-9施設							
土地の 所在等	土地の所在	地番	地目		面積 (m2)	土地利用区分	
			登記簿	現況		農振法	都市 計画法
			別紙 1 のとおり				
	計	3,120m2（田－ m2 畑3,120m2）					
転用する ことによっ て生ずる付 近の農地作 物等の被害 の防除施設 の概要	雨水排水については、地区内に降った雨水は速やかに道路側溝により排水し、地区外の町道平磯線の側溝及び現況水路を経て海へ放流する。 汚水排水については、戸建住宅別に合併浄化槽により規定水質基準以下に浄化処理を行った後、地区内の道路側溝に排水する。 農業用水については、用水系統と排水系統を分離し、従前の農業用水施設機能を保全するため、周辺農地での営農の支障はない。なお、計画地の下流域の水田として利用されているが、用水は排水とは別系統からの利水となっている。						

(別紙 1) 土地の所在等

[illegible]